

次世代育成支援対策推進法第12条 第1項 第4項の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定

## 行動計画

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を実施し、仕事と家庭の両立を目指し、行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2.内容

目標

所定外労働時間を削減する。

<対策>

- ・ 全社合計残業時間を期間内で10%削減する。
- ・ 就業時間の管理を徹底する。
  - \* 就業週報を公表して社員の仕事量を見直し、特定の社員への仕事の集中を避ける。
  - \* 時間外労働の事前申請を徹底し、ダラダラ残業を排除する。
  - \* 時差勤務等、勤務時間に柔軟性を持たせる。

以上